

睦沢町立睦沢中学校校舎建設事業
要求水準書

令和8年3月

睦 沢 町

目 次

第1 総則	1
1 本事業の目的	1
(1) 本事業の目的	1
(2) 基本方針(コンセプト)	2
(3) 施設計画方針	2
2 本事業の概要	4
(1) 事業の対象となる施設	4
(2) 事業方式	4
(3) 事業の対象範囲	4
(4) セルフモニタリングの実施	5
(5) 事業スケジュール(予定)	6
3 用語の定義	6
4 遵守すべき法制度等	6
5 事業予定地の諸条件	9
(1) 立地条件	9
(2) 敷地条件	10
(3) 整備対象施設の概要	11
(4) 既存施設の概要	12
第2 設計業務	13
1 設計業務における基本的な考え方	13
(1) 意匠計画の考え方	13
(2) 構造計画の考え方	17
(3) 設備計画の考え方	18
(4) 防災安全計画の考え方	23
(5) 地域開放とセキュリティの確保	23
2 設計業務対象施設に係る要件	25
(1) 全体配置・動線	25
(2) 諸室ごとの要件	26
3 設計業務実施に係る要求内容	36
(1) 業務の対象範囲	36
(2) 業務期間	36
(3) 業務期間の変更	37
(4) 設計体制と管理技術者の配置・進捗管理	37

(5) 設計業務計画書及び設計業務完了届の提出	37
(6) 各種申請業務	37
(7) 基本設計及び実施設計に係る書類の提出	37
(8) 設計業務に係る留意事項	38
(9) 設計変更について	38
(10) 補助金申請に必要な書類の作成	39
第3 建設・工事監理業務	40
1 建設・工事監理業務に係る要求内容	40
(1) 業務の対象範囲	40
(2) 業務期間	40
(3) 業務期間の変更	40
(4) 建設・工事監理業務における基本的な考え方	40
(5) 工事計画策定に当たり留意すべき項目	41
(6) 施設利用者への安全対策	41
(7) 着工前業務	42
(8) 建設期間中業務	43
(9) 完成時業務	46
(10) 保険	48

添付資料

- 資料1 用語の定義
- 資料2 睦沢町立睦沢中学校校舎建設事業基本計画
- 資料3 事業予定地 位置図
- 資料4 事業予定地 現況測量図【CAD データ提供】
- 資料5 事業予定地 周辺道路現況図
- 資料6 事業予定地 地盤資料 ※入札公告時に追加資料あり
- 資料7 事業予定地 設備インフラ現況図
- 資料8 必要諸室リスト及び電気・機械要求性能表
- 資料9 建設業務に含む什器・備品リスト(参考仕様)
- 資料10 既存校舎棟における移設対象什器・備品リスト
- 資料11 既存施設概要(学校施設台帳抜粋)
- 資料12 記念碑等の移設対象リスト
- 資料13 給食配膳関連資料
- 資料14 (参考)工事に伴う音の配慮が必要な学校行事等
- 資料15 工事仮囲い設置範囲イメージ

閲覧資料

- 閲覧資料1 既存施設図面
- 閲覧資料2 解体が必要な図面のない既存施設及び工作物等
- 閲覧資料3 既存プール等のアスベスト含有調査報告書
- 閲覧資料4 上ガス調査報告書

第1 総則

睦沢町立睦沢中学校校舎建設事業要求水準書(以下「要求水準書」という。)は、睦沢町立睦沢中学校校舎建設事業(以下「本事業」という。)の実施に当たり、睦沢町(以下「本町」という。)が、本事業を実施する民間事業者(以下「事業者」という。)に要求する施設の設計及び建設・工事監理業務に関するサービス水準を示すもので、「設計業務要求水準」、「建設・工事監理業務要求水準」から構成される。なお、事業者の創意工夫、アイデア、ノウハウ、技術力等を最大限に活用するため、各要求水準については、基本的な考え方のみを示すにとどめ、本事業の目的を達成する具体的な方法、手段等は、事業者の発想に委ねることとする。

よって、事業者が入札時に提出する事業提案書(以下「事業提案書」という。)による水準が、要求水準書に示された水準を上回るときは、当該提案内容における水準が本事業の「要求水準」として優先的に適用される。

また、本町は事業者が行う設計業務及び建設・工事監理業務についてモニタリングを行う。その際、「要求水準」の内容をモニタリング時の基準として用いる。事業者は、設計業務及び建設・工事監理業務について、本町のモニタリングに先立ってセルフモニタリングを行い、要求水準書及び事業提案書との整合性についての確認結果(要求水準書及び事業提案書の全ての内容をリスト化し、整合性のチェック結果、当該内容が確認できる書類の記載箇所及び具体的な実践内容・記載内容等を記入したもの)を本町に報告するものとする。

1 本事業の目的

(1) 本事業の目的

本町では、2025年に睦沢町教育大綱(第3次)を定め、同年「第3期睦沢町教育振興基本計画」を策定し、2029年度までの本町における教育の方向性を示した。

また、「睦沢町立小学校の適正規模・適正配置に関する方針」に基づき、2018年4月に2つの小学校を再編し、睦沢小学校を開校した。このことにより、本町には、こども園1施設、小学校1施設、中学校1施設となり、これまで進めてきた「睦沢町園小中連携教育」から「睦沢町園小中一貫教育」をめざし、2019年2月に「睦沢町園小中一貫教育基本方針」を策定した。そして、2020年4月に園小中一貫教育校(施設分離型)を開始した。

しかしながら、睦沢中学校は1968年に建設され、3年後に鉄筋コンクリート造の構造物の耐用年数(60年)を迎えることを考慮すると、早い段階で次に向かうべき方向性を示す必要がある。

このような背景を踏まえ、本事業では、設計施工一括発注方式により実施することで、民間企業の参加を広く求め、本町の求める要望等に最も適した提案を採用し、より効果的かつ効率的に質の高い公共サービスの提供を図ることを目的とする。

(2) 基本方針(コンセプト)

- ① 人間力・社会力を育む学校づくり
 - 多様な教育形態に対応する学習環境
 - 情報活用能力育成に向けた ICT 技術の活用
- ② インクルーシブな学校づくり
 - 多様性を重んじる共生社会を体験する場の構築
 - 「個」と「協働」を意識した学びの充実
- ③ 安全・安心を確保する学校づくり
 - 視認性の高い空間構成
 - 生徒の抱える様々な問題に向き合う相談の場づくり
 - 防災・減災に向けた備えを意識させる場
- ④ 地域に開かれた学校づくり
 - 地域との交流・地域開放を高める施設
 - 地域の子供は地域で育てる意識の共有の場
 - リカレント教育、リスキリングの場の提供
- ⑤ 自然とともに過ごす学校づくり
 - 郷土愛を育む心の拠り所となる空間
 - 睦沢版ウェルビーイングを実感できる校舎

(3) 施設計画方針

- ① 人間力・社会力を育む学校づくり
 - 多様な学習内容・学習形態による活動に柔軟に対応するための、ゆとりある空間構成とする。
 - 日当たりがよく、生徒が快適で落ち着いて過ごせる環境とする。
 - プログラミング的思考・情報モラル等を含む情報活用能力の育成のため、ICT などを活用した学習活動を充実させるための設備を備えた施設とする。
 - のびのび運動するため、また低下傾向にある体力の向上のために運動・競技スペースは可能な限り広く、日照確保に配慮したグラウンドを整備する。
 - 生徒の意欲の受け皿となる学習環境を備えた施設とする。
- ② インクルーシブな学校づくり
 - 障害の有無にかかわらず可能な限り同じ場でともに学ぶ機会を増やせる施設とする。
 - ユニバーサルデザイン及びインクルーシブデザインを体感・実感できる施設とする。
 - 生徒が 1 日の大半を過ごす「生活の場」となることから、生徒が落ち着いて学校生活を送ることができる、ゆとりを持った生活空間を整備する。
 - 不登校や日本語の能力不足、ヤングケアラーなどを含めた複合的な困難等を抱える生徒に向き合い、切れ目のない支援に取り組む施設とする。

③ 安全・安心を確保する学校づくり

- 地域からも学校内部からも見通しを良くすることで、死角となる場所を可能な限りなくす計画とする。
- 生徒の登下校、保護者の送迎、車両動線等を配慮した上で、歩車分離を明確にし、安全性を確保する。
- 防犯カメラの設置などにより敷地及び建物のセキュリティを確保する。
- 災害発生時に生徒等の生命を守ることができる施設とする。また、災害発生時には必要なライフラインが確保できる施設とする。

④ 地域に開かれた学校づくり

- 本町にただ一つの中学校として、まちづくりの中核としての機能を果たす施設とする。
- 初めて施設を訪れる人々にとっても、目的とする施設が見え、容易に理解できる、分かりやすい施設配置・空間構成とする。
- コミュニティスクール機能を推進し、地域の住民との相互交流、地域の活性化に寄与し、学校・家庭・地域が一体となった教育活動ができる場とする。

⑤ 自然と調和した学校づくり

- 学校の歴史・伝統や、地域の文化を継承し、誇りや愛着が持てる施設とする。
- 自然採光や自然換気に配慮した施設とする。
- 環境負荷低減、自然との共生を考慮し、周囲の自然環境を身近に感じられる施設とする。

⑥ 持続可能性の高い学校づくり

- 将来の生徒数の変動及び、教育内容・教育方法等の変化に対応できる柔軟性を持たせた建物構造とする等、施設整備費及び長期にわたる維持管理費を含むライフサイクルコストを低減できる計画とする。
- 本町の園小中一貫教育の鍵となる教職員の、生涯を通じた学び及び心身の健康の保持増進に寄与する施設とする。

⑦ 工事期間中の学習環境に配慮した学校づくり

- 工事動線と生徒の動線を明確に分離し、適切な工事範囲を設定する等、生徒の安全に十分配慮した計画とする。
- 工事期間中の騒音・振動・粉塵等の発生、交通渋滞その他、建設工事が学習環境・近隣の生活環境に与える影響を考慮した計画とする。

2 本事業の概要

(1) 事業の対象となる施設

本事業で対象とする施設は、以下の①から③に掲げるものとする(以下、これらを総称して「本施設」という。)

- ① 睦沢中学校校舎(以下「新校舎」という。)
- ② ①に掲げるもののほか、敷地内に設置する工作物
- ③ ①及び②に係る外構

本事業では、上記施設の整備に加え、事業予定地内の既存プール等の解体・撤去(アスベスト対策※を含む。)を行うものとする。

なお、既存の体育館及び柔剣道場・食堂棟、技術教室棟は、校舎棟と比較して耐震改修からの経過年月が短いことに加え新校舎の配置に大きな影響を与えないことから、当面は使用を継続するものとする。

また、本事業終了後に別途で既存校舎棟の解体、部室/体育倉庫・防災備蓄倉庫/屋外倉庫・渡り廊下の建設及び外構整備を行う。ただし、これらは新校舎の配置等に関連することから、配置計画までは本事業に含めるものとする。さらに、③の外構の工事範囲は、別途工事の期間における新校舎の供用に支障がない範囲で設定するものとする。

※ アスベスト調査結果は「閲覧資料 3 既存プール等のアスベスト含有調査結果」を参照すること。

(2) 事業方式

本事業は、本町が事業者と締結する設計建設工事請負契約に従い、事業者が、本施設に係る設計・建設等の業務を一括で行う方式(DB:Design Build)により実施する。

(3) 事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、次のとおりとする。

① 設計業務

- ア 事前調査業務(必要に応じて現況測量、地盤調査、土壌調査及び振動・騒音測定等)
- イ 本施設の設計業務(プール・部室・倉庫の解体、一部外構含む)
- ウ 部室/体育倉庫・防災備蓄倉庫/屋外倉庫・渡り廊下、外構の配置計画
- エ 近隣対応業務
- オ 電波障害調査業務
- カ 本事業に伴う各種申請等の業務(完成後の施設の登記を含む)
- キ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

② 建設・工事監理業務

- ア 起工式
- イ 建設業務
- ウ 什器・備品等の調達・設置業務
- エ 工事監理業務
- オ 既存プール等の解体・撤去業務(アスベスト対策を含む。)
- カ 近隣対応・対策業務(周辺家屋影響調査を含む。)
- キ 電波障害対策業務
- ク 事後調査業務(近隣調査等)
- ケ 既存什器・備品等の移設業務
- コ 開校に必要な準備(現場見学会、パンフレット作成(500 部)、施設に係る利用説明書等)
- サ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(4) セルフモニタリングの実施

- ① 事業者は、本事業で実施する全ての業務の水準を維持し、改善するよう、各業務のセルフモニタリングを徹底するとともに、その結果を踏まえ、本事業全体のセルフモニタリングを実施すること。
- ② 事業者は、基本契約等の締結後、入札説明書等を踏まえ、要求水準書等及び事業提案書等を基に、速やかに、設計、建設・工事監理の各段階のセルフモニタリング実施計画書を策定し、本町に提出して確認を受けること。
- ③ セルフモニタリング実施計画書では、要求水準書に規定する内容、事業提案書の内容及び本町が実施するモニタリングとの連携に十分配慮して、セルフモニタリングの項目、方法等を提案すること。なお、すべての基準は、合致しているか否かで判断できるよう設定すること。
- ④ セルフモニタリングの内容については、協議の上設定するものとする。
- ⑤ 事業者は、四半期ごとに1回以上、本町にセルフモニタリング報告書を提出すること。セルフモニタリング報告書には、以下の内容を記載すること。
 - ・ セルフモニタリングの実施状況
 - ・ セルフモニタリングを行った結果発見した不具合、改善点等
 - ・ 要求水準未達が発生した場合、その内容、時期、影響、対応状況等
 - ・ 要求水準未達が発生した場合の改善方策
- ⑥ 事業者は、セルフモニタリング報告書に「要求水準書との整合性の確認結果報告書(チェックリスト)」及び「事業提案書との整合性の確認結果報告書(チェックリスト)」を添付すること。なお、チェックリストは以下の点に留意すること。
 - ・ 要求水準書及び事業提案書の全ての内容をリスト化(項目化)すること。
 - ・ 設計変更、要求水準の変更、本町からの指示による変更等の内容を反映す

るとともに、変更理由及び根拠を記載すること。

- ・ 一項目(全ての項目)毎に整合性(合致しているか否か)の判断結果を記載すること。
- ・ 一項目(全ての項目)毎に整合性の判断の根拠が確認できる書類名、当該書類内の記載箇所及び具体的な記載内容・実施内容等を記入すること。

(5) 事業スケジュール(予定)

本事業の事業スケジュール(予定)を次に示す。

表 1 事業スケジュール(予定)

設計建設工事請負契約締結	令和8年(2026年)9月
事業期間	契約締結日～令和11年(2029年)3月末日
設計期間	契約締結日～令和9年(2027年)12月末日 ※基本設計は令和9年3月末日までに完了すること ※補助金申請に必要な図面等は令和9年9月末までに提出
建設工事期間 (既存プール等の解体・撤去、 新校舎の建設)	・既存プール等の解体・撤去: 契約締結日～令和9年(2027年)12月末日 ・新校舎の建設(基礎工事まで): 実施設計完了後～令和10年(2028年)3月末日 ・新校舎の建設(基礎工事以降): 令和10年4月1日～令和11年(2029年)3月末日
引渡し日	令和11年(2029年)3月末日
供用開始日	令和11年(2029年)4月1日

※既存校舎解体工事及び外構工事(一部を除く)は本事業とは別の発注となる。

表 2 工事対象

解体・撤去:既存プール、部室、倉庫(既存プール西側)、法面(既存プール西側) 整備:新校舎、敷地内に設置する工作物、一部外構

3 用語の定義

要求水準書中において使用する用語の定義は、本文中において特に明示されたものを除き、「資料1 用語の定義」において示すとおりとする。

4 遵守すべき法制度等

本事業の実施に当たっては、地方自治法のほか、次に掲げる関連法令(当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令等を含む。最新版を採用すること。)を遵守するとともに、関連する要綱及び基準(最新版)についても、適宜参照すること。

なお、以下に記載のない法令等(関連する政令、条例等を含む。)並びに関連する要綱及び基準(最新版)等(以下「関係法令等」という。)についても事業者の責任において

調査を行うとともに、事業者は、各関係法令等に関する行政窓口等と協議を行い、本事業の実施に当たり関係法令等を遵守しなければならない。

【法令、条例等】

- ① 建築基準法
- ② 都市計画法、景観法、屋外広告物法
- ③ 消防法
- ④ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)
- ⑤ 公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)
- ⑥ 学校教育法、学校保健安全法、学校図書館法
- ⑦ 文化財保護法
- ⑧ 水道法、下水道法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、土壤汚染対策法、浄化槽法
- ⑨ 宅地造成及び特定盛土等規制法
- ⑩ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法、悪臭防止法
- ⑪ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(ビル管法)
- ⑫ 地球温暖化対策の推進に関する法律
- ⑬ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(省エネルギー法)、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)
- ⑭ 電気事業法
- ⑮ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)
- ⑯ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)
- ⑰ 労働安全衛生法
- ⑱ 建設業法その他各種の建築資格関係法律及び労働関係法律
- ⑲ 測量法
- ⑳ 千葉県建築基準法施行条例及び細則
- ㉑ 個人情報の保護に関する法律、睦沢町個人情報保護法施行条例
- ㉒ その他関連法令、条例等

【要綱、基準等】

- ① 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)
- ② 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)
- ③ 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)
- ④ 公共建築木造工事標準仕様書
- ⑤ 官庁施設の基本的性能基準及び同解説
- ⑥ 建築構造設計基準及び参考資料

- ⑦ 建築設計基準及び同解説
- ⑧ 木造計画・設計基準及び参考資料
- ⑨ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説
- ⑩ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- ⑪ 官庁施設の環境保全性基準
- ⑫ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ⑬ 建築物解体工事共通仕様書
- ⑭ 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)、公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)
- ⑮ 建築設計業務等電子納品要領
- ⑯ 建築工事設計図書作成基準
- ⑰ 建築工事標準詳細図(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ⑱ 構内舗装・排水設計基準
- ⑲ 擁壁設計標準図(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ⑳ 敷地調査標準仕様書
- ㉑ 建築設備計画基準、建築設備設計基準
- ㉒ 建築設備工事設計図書作成基準
- ㉓ 雨水利用・排水再利用設備計画基準
- ㉔ 公共建築工事積算基準
- ㉕ 公共建築工事標準単価積算基準
- ㉖ 公共建築数量積算基準
- ㉗ 公共建築設備数量積算基準
- ㉘ 公共建築共通費積算基準
- ㉙ 公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編)
- ㉚ 公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編)
- ㉛ 公共建築工事見積標準書式(建築工事編)
- ㉜ 公共建築工事見積標準書式(設備工事編)
- ㉝ 建築工事監理指針(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ㉞ 電気設備工事監理指針(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ㉟ 機械設備工事監理指針(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ㊱ 建築工事安全施工技術指針
- ㊲ 建設工事公衆災害防止対策要綱(建築工事編)
- ㊳ 建築工事における建設副産物マニュアル
- ㊴ 建築設備耐震設計・施工指針
- ㊵ 建築設備設計計算書作成の手引き(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修)
- ㊶ 建設副産物適正処理推進要綱

- ④② 小学校設置基準、中学校設置基準、小学校施設整備指針、中学校施設整備指針
- ④③ 学校図書館施設基準
- ④④ 学校環境衛生基準
- ④⑤ 公共測量作業規程の準則
- ④⑥ 土木構造物標準設計(国土交通省)
- ④⑦ 防災調整池等技術基準(案)解説と設計実例「日本河川協会」
- ④⑧ 雨水浸透施設技術指針(案)調査・計画編「雨水貯留浸透技術協会」
- ④⑨ 雨水浸透施設技術指針(案)構造・施工・維持管理編「雨水貯留浸透技術協会」
- ⑤⑩ 流域貯留施設等技術指針(案)増補改訂「雨水貯留浸透技術協会」
- ⑤⑪ 屋外体育施設の建設指針(各種スポーツ施設の設計・施工)「(公財)日本体育施設協会 屋外体育施設部会」
- ⑤⑫ 遊具の安全に関する規準(日本公園施設業協会)
- ⑤⑬ 千葉県測量業務共通仕様書
- ⑤⑭ 千葉県設計業務共通仕様書
- ⑤⑮ 千葉県地質・土質調査業務共通仕様書
- ⑤⑯ 千葉県土木工事共通仕様書
- ⑤⑰ 睦沢町地域防災計画
- ⑤⑱ その他関連要綱及び基準

5 事業予定地の諸条件

(1) 立地条件

本施設が立地する事業予定地の前提条件は、次のとおりである。

- ① 事業予定地 千葉県長生郡睦沢町上市場 1500
- ② 敷地面積 約 34,759 m²
- ③ 都市計画 都市計画区域外
- ④ その他地域地区 防火地域等:なし、高度地区:なし、
地区計画等:なし、建築協定:なし
- ⑤ 埋蔵文化財包蔵地 なし
- ⑥ 接道状況 南東側 県道 148 号南総一宮線(町道 445 号接続部幅員 8.0m)
- ⑦ インフラ

事業予定地のインフラ状況は次のとおりである。詳細については「資料7 事業予定地 設備インフラ現況図」を参照すること。なお、引き込み方法は特記なき限り事業者の提案によるが、必要に応じて各供給業者と事前協議を行った上で提案すること。

ただし、インフラの引き込みにより発生する開発負担金、敷地外の工事負担金及び設置基数による負担金は本町が負担する。新校舎の配置計画により必要となる

既設インフラの切り回しや移設等に関する費用は事業者が負担すること。

ア 給水

- ・ 南東側に配水管φ40mmがある。

イ 排水

- ・ 汚水排水 現状、公共下水道なし。
既存設備：単独浄化槽 51人槽 合併担体流動生物ろ過方式 1式
- ・ 雨水排水 道路側溝へ排水。

ウ 都市ガス

- ・ 南東側にガス本管φ80mmがある。

エ 電力

- ・ 南東側道路に電柱及び電線がある。

オ 通信

- ・ 南東側道路の電柱に共架されている。

(2) 敷地条件

事業予定地の敷地条件に関しては、次に示す資料を参照すること。

- ① 敷地の現況 「資料3 事業予定地 位置図」
「資料4 事業予定地 現況測量図」
「資料5 事業予定地 周辺道路現況図」
「閲覧資料1 既存施設図面」
- ② 敷地の地質及び地盤
「資料6 事業予定地 地盤資料」
「閲覧資料4 上ガス調査報告書」

(3) 整備対象施設の概要

本事業で計画している施設の概要は、次のとおりである。

表 3 本施設の概要

整備概要	延床面積等
[想定普通教室数] ・6室(各学年2学級) [想定特別支援学級数] ・2室 [想定生徒数(令和11年度)] ・132名(令和7年5月時点の睦沢小学校在籍児童数(3年生～5年生)から算出)	新校舎等:3,000㎡以上 (屋内面積とし、ピロティや吹きさらしの廊下などの屋外面積を除く。容積対象床面積とは異なる) 駐輪場:150台以上(生徒用)

表 4 本施設の構成

エリア		室名
① 新校舎	普通教室	普通教室、特別支援学級
	特別教室	理科室、理科準備室、音楽室、音楽準備室、美術室兼家庭科室(被服)、美術準備室、家庭科準備室(被服)、図書室、多目的室
	管理諸室	職員室(休憩室含む)、校長室、会議室、事務室、保健室、相談室、教育支援室、放送室、印刷室、教材庫・倉庫、職員更衣室(男女別)、生徒更衣室(男女別)、生徒会室、PTA室兼学校運営協議会室
	共用部	昇降口、来客玄関、配膳室、生徒用トイレ、職員・来客用トイレ、バリアフリートイレ、廊下、階段、エレベーター、その他
② その他(工作物等)		ごみ置き場、スロープ、駐輪場
③ 外構		①及び②に係る敷地の一部

(4) 既存施設の概要

既存施設の主な棟の概要は、次のとおりである。既存建築物の配置については、「資料4 事業予定地 現況測量図」、既存建築物の詳細については「閲覧資料1 既存施設図面」を参照すること。また、「閲覧資料2 解体が必要な図面のない既存施設及び工作物等」も解体工事の対象となるため、併せて参照すること。

表 5 敷地内の既存施設の概要

解体 有無	建物名称	竣工年	築後年数 (R7 時点)	構造※1	階数	延床面積※2
本事業 にて解体	部室／倉庫	S62	38 年	CB 造	1 階	60 m ²
	倉庫	S63	37 年	CB 造	1 階	29 m ²
	プール	S44	56 年	RC 造	1 階	－ m ²
	プール専用付属室	S44	56 年	S 造	1 階	59 m ²
	合計					148 m ²
別途工事 にて解体	校舎棟	S43	57 年	RC 造	3 階	3,242 m ²
存置	体育館	S44	56 年	RC 造	1 階	1,024 m ²
	技術教室棟	S43	57 年	S 造	1 階	486 m ²
	倉庫(旧給食室)	S51	49 年	S 造	1 階	144 m ²
	柔剣道場・食堂棟	S53	47 年	RC+S 造	2 階	859 m ²
	合計					2,513 m ²

※1 構造区分／RC 造：鉄筋コンクリート造、S 造：鉄骨その他造、CB 造：コンクリートブロック造

※2 四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある

第2 設計業務

1 設計業務における基本的な考え方

(1) 意匠計画の考え方

① 全体配置・動線

全体配置は、敷地全体のバランスや維持管理の方法及びセキュリティ対策を考慮し、次の項目に留意して、均衡のとれた死角の少ない計画とすること。

なお、新校舎の概ねの場所は「睦沢中学校校舎建設事業基本計画」(以下、「基本計画」という。)21 ページに示す配置案とする。ただし、新校舎の具体的な形状、新校舎及びグラウンド等に至る各動線等は提案によるものとする。先行解体が可能な既存施設は、プール(付属室含む)及び部室／倉庫のみとし、既存校舎で学校運用を行いながら新校舎を建設することができる配置計画とすること。

- (a) 基本計画で示された、将来における園小中一貫教育のための施設利用形態を見据えた全体配置及び動線計画とすること。なお、全体配置計画は、本施設の竣工時だけでなく将来の新体育館建設、小学校整備の可能性を見据え、最適な配置計画を検討すること。
- (b) 本施設の建設期間中は既存校舎での教育活動を継続するため、建設時の車両動線や工事ヤード等をあらかじめ検討し、教育環境への影響や生徒の安全性、近隣住宅への影響等に十分配慮した配置計画とすること。
- (c) 地域からも学校内部からも見通しを良くすることで、死角となる場所を可能な限りなくす計画とすること。
- (d) 学習環境の向上を図るため、自然採光・自然換気等に配慮すること。
- (e) 諸室の利用・管理区分や防犯性の確保に配慮しつつ、施設の効率化及びコンパクト化を図ること。
- (f) 規模及び利用形態を勘案して、教育活動を効率的かつ効果的に行うことができ、かつ、緊急時の避難がスムーズに行えるよう、適切に配置及び動線を計画すること。なお、屋内施設は全て上履き利用とする。
- (g) 施設の維持管理及び運営を考慮した施設配置とすること。また、効率的なメンテナンス、ランニングコストの抑制及び管理・運営のしやすさに配慮した計画とすること。1階諸室への搬出入に配慮した車両動線等の確保に留意すること。
- (h) 生徒の登下校時や保護者の送迎の際の動線、保護者等が利用する区域へのアクセス、車両動線等に配慮した上で、歩車分離を明確にし、安全性を確保した配置とすること。
- (i) 自然災害発生時や非常時の避難動線を考慮した計画とすること。
- (j) 本事業において整備される施設により、近隣への電波障害を発生させな

い規模及び配置とすることが望ましいが、電波障害等が発生した場合、適切な処置を行うこと。

- (k) 騒音、振動、排気、夜間照明及び日影の影響等、近隣の住宅環境に十分配慮した計画とすること。
- (l) 敷地入口から敷地全体及び新校舎の各フロア・諸室までのバリアフリー動線を確保すること。なお、エレベーターについては、給食運搬用と兼用するため、給食運搬動線に配慮した配置とすること。
- (m) 保護者等が利用する諸室の配置は、利用者が新校舎へ立ち入る範囲を最小限に留めるよう配慮すること。
- (n) 将来の生徒数の変動、教育内容や教育方法等の変化に伴う什器・備品、ネットワーク機器、間仕切り変更等に対応できる柔軟性のある建築物の構造とする等、施設整備費及び長期にわたる維持管理費を含むライフサイクルコストの低減に向けた各種の工夫を盛り込むこと。また、将来の学級数増加への対応として、普通教室及び特別支援学級以外の室を、普通教室及び特別支援学級のそれぞれに転用できる計画とすること。

② 施設規模、必要諸室及び什器・備品

ア 施設規模及び必要諸室

本事業に必要な諸室は、「資料8 必要諸室リスト及び電気・機械要求性能表」のとおりとし、「第1総則 5事業予定地の諸条件 (3)整備対象施設の概要」に示した延床面積以上を確保すること。また、諸室面積(「資料8 必要諸室リスト及び電気・機械要求性能表」に記載の1室面積及び合計面積)については、最低基準とする。

イ 什器・備品

「資料9 建設業務に含む什器・備品リスト(参考仕様)」及び「資料10 既存校舎棟における移設対象什器・備品リスト」に示した什器・備品を、調達及び配置すること。なお、設置に際して工事を伴う什器・備品で、かつ施設と一体化するものは、原則として、建築工事に含めるものとする。什器・備品には角や端部のR面処理、指はさみ防止、ガラスの飛散防止及び地震時の転倒防止や収納物の飛び出し防止等、安全に十分配慮した対策を施すこと。

③ 仕上げ計画

ア 共通

仕上げ計画は、周辺環境との調和を図るとともに、維持管理についても考慮し、清掃及び管理が実施しやすい施設となるよう配慮すること。特に外装は、使用材

料や断熱方法等を十分検討し、長期間使用可能で、耐久性のある仕上げとすること。

使用材料は、学校保健安全法による「学校環境衛生基準」に基づいて、健康等に十分配慮し、ホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物等の化学物質の削減に努めるとともに、建設時における環境汚染防止に配慮すること。仕上げ方法等の選定に当たっては、原則として「建築設計基準及び同解説」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)に記載されている項目の範囲を参考とすること。また、什器・備品を含め、JIS、JAS 規格の材料・製品を優先採用すること。

なお、高所部分の仕上げは、剥落のおそれのない材料を選定すること。

イ 外部仕上げ

建築物外部の仕上げは、次の点に留意すること。

- (a) 漏水を防ぐため、屋根及び外壁面について十分な防水措置を講じること。
特に、排水しにくい平屋根部分、設備配管等と周囲とのジョイント部分、各種シール部分等は、漏水を防止する措置を講じること。特に、トップライト等の設置は漏水のおそれがあるため望ましくないが、やむを得ず設置する場合は、漏水が起こらないよう十分に配慮して計画すること。
- (b) ガラスは複層ガラスとすること。
- (c) ライフサイクルコストの抑制に配慮した仕上げとすること。
- (d) 積雪、大雨や台風等による風水害に耐え得る構造とし、これらによる屋根部の変形に伴う漏水に十分注意すること。
- (e) 鳥類、鼠族及び昆虫の侵入並びにそれらの棲み着きを防ぐ構造であること。
- (f) 落ち葉やその他の残留物の蓄積により排水機能が損なわれる可能性があるルーフトレン、雨樋について、落ち葉除けネット等の対策を行うこと。
- (g) 定礎板を設置すること。

ウ 内部仕上げ

建築物内部の仕上げ(天井、床、内壁、扉、窓等)は、次の点に留意すること。

- (a) 内装材の木質化を積極的に行うこと。
- (b) 壁・床の仕上げ材は、各種活動内容を考慮し適切に選定すること(耐水性、耐薬品性、耐熱性、耐摩耗性、防汚性等)。新校舎全体にわたり、壁は生徒の蹴破り等に耐えられる仕様とすること。なお、消火器等については壁面に埋込むことを基本とし、突起物がないよう計画すること。
- (c) 移動間仕切り壁を設置する場合、収納が容易(収納時は壁面に納める等、目立たぬよう工夫すること。)で、たわみや緩み等の経年劣化による不具合が生じにくく、かつ、防音性に優れたものとすること。

④ サイン計画

サイン計画は、次の点に留意すること。なお、室名の表示内容等については、設計業務段階において本町に確認すること。

- (a) 外構及び建物内には、統一性があり、空間と調和したサイン計画を行うこと。
- (b) サインは、本施設の利用者が施設（外構及びその他の敷地への全ての動線を含む。）を不自由なく安心して利用できるよう、ユニバーサルデザインの観点から認知が容易であるものとする。
- (c) 施設の出入口及びエレベーターや階段の近傍などの分かりやすい位置にフロア案内サインを設置すること。1階には全フロアの案内サイン、そのほかの階には当該階の案内サインを設置すること。フロアマップは将来のクラス配置等の変更にも対応しやすい仕様とすること。
- (d) 各室名は、分かりやすく表示する等、適切にサイン計画を行い、室名称のサインは全ての部屋に設けること。
- (e) 普通教室のサインは、クラス配置の変更に対応できるよう着脱式の既製品とし、予備も見込むこと。
- (f) 突き出しサインを設置する場合は、衝突の危険がないよう設置高さに留意すること。また、破損、落下しない頑丈な仕様とすること。
- (g) 建物外壁には正門から見える位置に校名及び校章サインを設置すること。

⑤ 外構計画

外構計画は、次の点に留意すること。

- (a) グラウンドや新校舎のメンテナンス、実習材料の搬出入等、駐車スペース以外の車両動線にも留意した舗装とすること。
- (b) 雨天時の送迎等による周辺道路の渋滞発生を防止するため、敷地内に十分な滞留長を整備するなどの検討を行うこと。
- (c) 給食搬入車両や送迎車両等が余裕をもって転回可能なスペースを計画すること。なお、最大車両サイズは60名定員の大型バスを想定すること。
- (d) 現在の車路は残すこと。また、工事を実施した場合は仮復旧を行うこと。

⑥ 地域性・景観性

地域及び周辺環境との調和を図りつつ、地域から親しまれ、愛される景観を創ること。建物は、自然採光や自然換気に配慮し、明るく開放感があり、こどもたちや教職員、地域の誇りとなる「学び舎」として美しく親しみのあるデザインとすること。なお、自然換気のため窓には網戸を設置すること（網戸には落下防止策を講じること）。周辺への圧迫感等を和らげ、周辺環境と調和する外観及び外構のデザインに配慮

すること。

また、建設工事期間中も含めて、周辺への騒音や振動、日影、光害、臭気、視線等による影響を最大限抑制する計画とすること。

⑦ 脱炭素社会に向けた取組推進

本施設は、文部科学省が推し進める「環境を考慮した学校施設(エコスクール)」の考え方を取り入れるものとする。

学校施設における事業者の創意工夫やノウハウを最大限活用し、再生可能エネルギーの利活用や省エネルギーの徹底等を通して、施設の脱炭素化を目指すこととし、ZEB Oriented 相当(40%以上の一次エネルギー消費量削減、認証取得は不要)以上の性能を確保すること。

ただし、供用開始後の維持管理のしやすさ、メンテナンスや修繕等を含むランニングコストの低減に十分に配慮した計画とすること。また、生徒の環境教育への活用等、教育活動へ貢献できる計画であることが望ましい。

なお、補助金等に関する申請は本町が行うものとし、事業者は申請に際して必要な書類作成等を支援すること。

(2) 構造計画の考え方

本施設の構造種別は基本計画 28・29 ページの検討を踏まえて鉄筋コンクリート造とする。

構造計画は、次の適用基準に基づいて計画し、建築基準法によるほか、日本建築学会諸基準、「2025年版建築物の構造関係技術基準解説書」(国土交通省住宅局参事官(建築企画担当)付他編集)及び「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」(国土交通省大臣官房官庁営繕部、令和3年版)等に準拠すること。なお、これらの基準等の見直しが行われた場合には、変更後の基準に準拠すること。

① 施設の建築構造体の耐震安全性の分類

本施設の構造体耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)のII類とする。

② 施設の建築非構造部材の耐震安全性の分類

本施設の非構造部材の耐震安全性能分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)のA類とする。

③ 施設の建築設備の耐震安全性の分類

本施設における設備の耐震対策は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)の乙類とする。

また、将来の間取り変更に対応できるよう耐震壁の配置等を工夫した構造計画とするなど、建物の長寿命化にも配慮すること。

(3) 設備計画の考え方

設備計画は、「建築設備計画基準」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)及び「学校環境衛生基準」に準拠し、次の項目を考慮した上で、電気設備、空気調和・換気設備及び給排水衛生設備の計画を行うこと。

① 共通

- (a) 諸室に必要な設備は「資料8 必要諸室リスト及び電気・機械要求性能表」「資料9 建設業務に含む什器・備品リスト(参考仕様)」及び「資料 10 既存校舎棟における移設対象什器・備品リスト」を参照し、適切な設備を見込むこと。
- (b) 更新時及びメンテナンス時の効率性等を考慮した配置、空間を確保できる計画とすること。
- (c) 重要機器は浸水しない高さに設置するなど、あらゆる災害時に避難所としても十全に機能するよう計画すること。
- (d) 省エネルギー、省資源を考慮するとともに、二酸化炭素排出量、ランニングコストを抑えた設備とすること。
- (e) 設備機器の更新、電気容量の増加等の可能性を踏まえ、受変電設備及び配電盤内に電灯及び動力の予備回線を計画すること。
- (f) 将来の設備更新・増加の可能性を踏まえ、PS、EPSの予備スペースや躯体の予備スリーブを確保すること。
- (g) 凍結防止対策を適切に講じること。
- (h) 校内及び近隣への落雷被害防止のため、法的な要否に関わらず避雷針を設置するなど対策を講じること。
- (i) 原則として既存施設の改修は行わないものとするが、既設設備の仕様、構造、性能等を事前に調査し、本施設の整備後も既存校舎棟を除く既設設備が継続的に使用可能な計画とすること。継続的な使用のために改修等が必要な場合は、本事業において最低限の改修を実施すること。
- (j) 新旧設備間の接続において、電気容量、配管径、圧力、流量等の整合性を確保すること。必要に応じて変換装置や中継設備を設置すること。
- (k) 居室、廊下等に設置する各種ボックスや盤等については壁面に埋め込むことを原則とし、突起物がないように計画すること。
- (l) 各種スイッチやコンセント位置は使い勝手に十分配慮して計画すること。
- (m) 設備配管・配線には行先表示、識別表示を行い、誤接続や操作ミスの防止措置、供用開始後の円滑な維持管理や改修を行えるようにすること。

- (n) 照明・空調の集中管理パネルを職員室に設置し、一括管理ができるようにすること。
- (o) 地球環境及び周辺環境に配慮した計画とし、燃焼時に有害物質を発生しないエコマテリアル電線の採用を積極的に行うこと。
- (p) 設計段階において、機械警備等との調整を十分に行い、計画に齟齬がないようにすること。なお、機械警備については、町が供用開始に合わせ、別途契約する。
- (q) 全ての設備に関して避雷対策を講じること。
- (r) プログラミング的思考・情報モラル等を含む情報活用能力の育成のため、国の GIGA スクール構想に対応した、1 人 1 台端末の活用を前提とした ICT 環境の整備など、学習活動を充実させるための設備を備えた施設とすること。

② 電気設備

ア 受変電設備

- (a) キュービクルは建物外に新設すること。
- (b) 新設するキュービクルの容量は、体育館等の既存施設を考慮した容量を計画すること。
- (c) 受変電設備は、メンテナンスしやすいように配慮して計画すること。
- (d) 電力メーター等は確認・検針が容易な位置に設置すること。

イ 電灯設備及びコンセント設備

- (a) 照明器具、コンセント等の配管配線工事及び幹線工事を行うこと。非常用照明、誘導灯等は、関連法令に基づき設置すること。
- (b) 各諸室の照度については、「資料8 必要諸室リスト及び電気・機械要求性能表」を参照し、必要な照明器具の台数を確保すること。
- (c) 各諸室に設けるコンセントの数等については、「資料8 必要諸室リスト及び電気・機械要求性能表」を参照すること。
- (d) 電源が必要な機器を教職員、生徒等が同時使用することが想定される諸室(特に特別教室)は、適切な電気容量を見込むこと。
- (e) 照明器具は、原則として全て LED 照明とし、容易に交換ができるよう配慮すること。入手困難な電球、電池等を使用しないこと。
- (f) 人感センサー、昼光センサーでの照明制御などを導入し、省電力化を図ること。
- (g) 照明回路の細分化を行うなど、間引き点灯が可能な計画とすること。
- (h) 照明器具には、必要に応じて電球等の破損による破片の飛散を防止する保護装置を設けること。ただし、電球等の取替えや清掃が容易にできるよ

う工夫すること。

- (i) 照明設備は職員室から遠方発停制御が可能であること。
- (j) 停電時等に外部電源が接続できるよう、外壁等に接続盤を設置すること。

ウ 情報通信設備

- (a) 全ての教室で無線 LAN が利用できるように計画すること。なお、存置する既存技術教室棟においても新校舎の無線 LAN が使用できるよう、必要に応じて中継設備及び増幅設備を設置すること。
- (b) 情報通信設備の性能は、要求水準で定める他は事業者の提案による。ただし、情報通信技術の進歩が著しいことを考慮して、機器、仕様等について、提案時に要求水準書の内容、性能に照らし最新のものを選定すること。
- (c) ネットワーク更新に対応するよう、ケーブルラックを用いた配線など、容易に更新できるような計画とすること。
- (d) 有線 LAN 用の配管配線・情報コンセントについて、最低限必要な箇所は別途「資料 8 必要諸室リスト及び電気・機械要求性能表」に定めるが、設計時に諸室の利用方法を考慮して適宜追加配置すること。
- (e) 本施設の業務用ネットワーク(校務システム、教務システム及び LGWAN (総合行政ネットワーク))に係る工事の考え方等については、別途 NTT 東日本と協議すること。
- (f) GIGA スクール構想に対応した ICT 環境の整備、電気容量の確保、校内通信ネットワーク整備、可動電子黒板への対応、タブレット充電保管庫の充電に耐えうる電源確保等に対応した設備を整備すること。
- (g) 一般の通信ネットワークへ接続可能な配管工事を行うこと。

エ 誘導支援・インターホン設備

- (a) 「資料 8 諸室リスト及び電気・機械要求性能表」において示す諸室に訪問者の顔等を確認しながら通話が可能なインターホンを設置すること(親機の設置場所も当該リスト参照)。合わせて、別途工事で正門にインターホンが設置できるよう計画すること。
- (b) バリアフリースイレ、女子更衣室に紐式・押しボタン式両用緊急呼出ボタン(以下、「緊急呼出ボタン」という。)及び表示灯を設置し、職員室及び事務室から確認できる位置に、異常を知らせる表示盤を設置すること。緊急呼出ボタンの設置箇所等については、「資料 8 諸室リスト及び電気・機械要求性能表」を参照すること。

オ 電話設備、校内放送設備及びテレビ受信設備

- (a) 電話設備(3回線。一般外線、業務用直通、ファクシミリ)、校内放送設備

及びテレビ放送受信設備の設置並びに配管配線工事を適切に行うこと。

- (b) 「資料8 必要諸室リスト及び電気・機械要求性能表」において示す諸室に電話機を設置すること。事務室の電話機は、停電用電話機とすること。職員室の電話機は留守番電話機能及び録音機能付きが望ましい。来客玄関には固定型公衆電話を設置すること。
- (c) テレビアンテナ、ラジオアンテナを設置すること。受信レベルや提供室数に応じてブースターを適切に設置すること。
- (d) 校内放送設備は、職員室及び放送室から新校舎内、存置する既存体育館、既存技術教室棟、既存柔剣道場・食堂棟及びグラウンドに放送可能な設備を整備すること。既存施設への放送は状況に応じて改修を行うこと。
- (e) 屋外放送設備については、グラウンド側の屋外からも放送可能な接続端子を設けること。

カ 映像・音響設備

- (a) 音楽室には個別音響設備を設置すること。

キ ITV・機械警備設備

- (a) 昇降口、来客玄関に ITV カメラを設置し、事務室にモニターを設置すること。別途工事で正門や駐車場にカメラを増設できる仕様とすること。
- (b) 本町が別途契約する機械警備設備を設置できるよう空配管を行うこと。主装置の設置場所は職員室を想定し、総合盤に設置スペースを見込むこと。

ク 太陽光発電設備

- (a) 太陽光発電設備を 25kW 以上設置すること。
- (b) 太陽光発電設備は、景観や反射光等に配慮して設置場所等を計画すること。
- (c) 災害時における電力供給の想定範囲については、新校舎とする。

③ 空調換気設備

ア 空調設備

- (a) 原則として、空調(冷暖房)設備は「資料8 必要諸室リスト及び電気・機械要求性能表」に示す諸室を対象とする。
- (b) 各諸室の空調設備は、その用途及び目的に応じた空調システムを採用し、適切な室内環境を確保すること。ゾーニングや個別空調の考え方について、最適なシステムを提案すること。
- (c) 可能な限り、諸室の静音環境を保つような設備計画に努めること。

イ 換気設備

- (a) 各諸室の換気設備は、その用途及び目的に応じた換気システムを採用し、シックスクール対応に十分配慮すること。
- (b) 各居室においては、感染症の拡大防止等に配慮した十分な換気回数を確保すること。
- (c) 外気を取り込む換気口には、汚染された空気の流入を防ぐため、フィルター等を備えること。なお、当該フィルター等は、洗浄、交換及び取付けが容易に行える構造のものとすること。

ウ 自動制御設備

- (a) 空調設備及び換気設備は、職員室から遠方発停制御が可能であること。

④ 給排水衛生設備

ア 給水設備及び給湯設備

- (a) 防災対策として、受水槽を設置し、フェンス等で囲うこと。また、緊急遮断弁を設けるとともに配管破損や災害など有事の際に受水槽から直接給水が可能な仕様とすること。
- (b) 原則として、給水設備及び給湯設備は「資料8 必要諸室リスト及び電気・機械要求性能表」に示す諸室を対象とすること。管理諸室等に設けるミニキッチンには混合水栓とすること。
- (c) トイレ洗面の水栓は自動水栓(自己発電式)とすること。なお、停電時にも利用できるよう1つは手動とすること。
- (d) 廊下手洗い(バケツ用流しは除く)の水栓は自動水栓(自己発電式)とすること。なお、飲水水栓としても利用できるよう、3割程度の水栓は手動(自在型)とすること。

イ 排水設備

- (a) 汚水及び雑排水は、浄化槽を設置し、適切に処理すること。
- (b) 新設する浄化槽は体育館等の既存施設を考慮した容量を計画すること。
- (c) 排水に関しては、自然勾配によることを基本とし、ポンプアップはできる限り行わないこと。

ウ 衛生設備等

- (a) 衛生設備は、清掃等の維持管理が容易な器具及び機器を採用すること。
- (b) 衛生器具類は、節水型の器具を採用すること。
- (c) トイレの衛生対策、特に臭気対策には万全を期すこと。

- (d) トイレはすべて洋式とし、職員・来客用トイレ、バリアフリートイレは暖房・洗浄機能付き便座とすること。男子小便器は自動洗浄機能付きとすること。
- (e) 感染症対策などを踏まえ、可能な限り抗菌、抗ウイルス性能を有する器具を使用すること。

(4) 防災安全計画の考え方

① 安全性の確保

地震等の自然災害発生時や非常時において安全性の高い施設とし、浸水対策、強風対策及び落雷対策に十分留意すること。また、火災発生時の避難安全対策にも配慮すること。

このほか、吹抜け等の落下の危険が予想される箇所については、安全柵やネット等を設け、十分な安全性を確保すること。ガラス面は、窓の落下防止対策の実施や、強化ガラスを採用すること等により安全性を確保すること。また、設置場所に応じて、飛散防止フィルムを設置すること。

また、照明・音響設備、時計等、落下の恐れのある機器は落下防止ワイヤーを設置するなど対策を講じること。

トイレ・階段の手すりや誘導ブロックを関係法令に則り適切に設けること。

② 災害時対応

災害発生時に生徒等の生命を守るとともに、必要なライフラインが確保できる施設とすること。

既存体育館及び既存柔剣道場・食堂棟の食堂は、災害発生時における避難所としての利用を想定し、動線・管理区分に配慮した計画とすること。

③ 保安警備の充実

警備システムは、機械警備(別途工事)を基本とし、空配管を敷設すること。機械警備センサーの取り付けを想定している室は、「資料8 必要諸室リスト及び電気・機械要求性能表」を参照すること(機械警備システムは本町が別途契約し設置する)。

また、昇降口等に防犯カメラを設置し、モニターによる一元管理を行うこととし、モニターの設置場所は職員室とすること。

なお、防犯カメラや機械警備だけでなく、通報システムの導入、管理諸室からの視認性確保等、施設の保安管理に留意した計画を提案すること。扉・窓(内部含む)については錠を設置すること。

(5) 地域開放とセキュリティの確保

本施設は、地域開放を行うことを想定している。そのため、地域開放を行う諸室に

関しては、動線・管理区分に配慮した配置とするなど、開放時の防犯性やセキュリティを十分に確保し、積極的な地域開放とセキュリティ確保の両立を実現できる計画とすること。地域開放を行う諸室については、別途町と協議すること。また、グラウンドの夜間開放は行わない。

2 設計業務対象施設に係る要件

(1) 全体配置・動線

① 配置・動線計画

- (a) 新校舎は既存校舎の南側に配置する。既存存置施設からの距離、近隣住宅への影響、工事期間中の学校運営、工事車両動線等を総合的に勘案し、最適な位置に配置すること。
- (b) 既存存置施設と新校舎は、別途工事にて屋根付き渡り廊下(半屋外)で接続するものとし、雨天時を含むスムーズな生徒の移動に配慮すること。既存の渡り廊下が継続的に利用できる場合は存置して活用する計画とすること。
- (c) 既存プールと既存グラウンドの間の法面は造成可とする。
- (d) 近隣への日影・圧迫感・騒音・振動・砂塵・視線等の影響に配慮した建物配置とすること。特に住宅が近接する南側、東側への騒音・振動・視線に配慮すること。
- (e) 生徒が1日の大半を過ごす「生活の場」となることから、生徒が落ち着いて学校生活を送ることができる、ゆとりを持った生活空間を計画すること。さらに、生徒同士や教職員、保護者等との交流を促すとともに、心のケアや居場所づくりを意識した空間を形成すること。
- (f) 昇降口は原則として1ヶ所とするが、生徒の混雑緩和に配慮した計画とすること。
- (g) 敷地出入口は、歩行者、車両とも南東側道路からのアプローチを主とすること。各種動線が集中するため、生徒の安全に十分留意した計画とすること。敷地内については可能な限り歩車分離を図ること。
- (h) 来客玄関、昇降口への動線に配慮した駐車スペースの配置とすること。
- (i) 地域開放を行う諸室に関しては、動線・管理区分に配慮した配置とすることなど、開放時の防犯性やセキュリティを十分に確保した計画とすること。
- (j) 避難安全性や行事時のスムーズな入退室のため、1教室以上の面積を有する居室には、廊下への出入口を複数設けること。また、日常の安全性、セキュリティに配慮すること。
- (k) 将来の生徒数の変動や特別支援学級の学級数の増加及び教育内容・教育方法等の変化等を見据え、柔軟な対応や改修による他用途との複合化等、予測される変化に対して可能な限りフレキシビリティの高い施設計画とすること。
- (l) 施設の内外にわたり、ユニバーサルデザインやインクルーシブデザインに配慮し、障がいを持つ生徒や高齢者など、誰もが利用しやすいことを体感・実感できる施設とすること。

(2) 諸室ごとの要件

① 新校舎

ア 普通教室

a 共通

- (a) 良好な採光を確保すること。

b 普通教室

- (a) 教室は、8m×8m を基準に統一したモジュールとすること。
- (b) 各学年まとまりのある配置とし、階段やトイレとの位置関係に配慮すること。
- (c) 特別教室や既存体育館等への動線は、可能な限り他学年の教室前を通らない動線とすること。
- (d) 黒板又はホワイトボード、生徒用ロッカー、掃除用具入れ、教師用戸棚を設けること。
- (e) 生徒用ロッカーは各教室に 35 人分確保すること。設置箇所は、各教室内に限らず、各教室近傍に設けることも可とする。また、学習道具や部活動道具を適切に収納できるよう余裕のある仕様とすること。
- (f) 黒板又はホワイトボードは UD スライダー式、アルミ枠ホーロー板(暗線入り)とし、教室の前面と背面に設置すること。
- (g) 各教室内には、タブレット端末保管庫用のコンセント及び設置場所を設けること。

c 特別支援学級

- (a) 特別支援学級は2学級を設置すること。
- (b) 刺激に敏感な生徒が利用する可能性もあるため、音や臭いの刺激が極力少なくなるよう配慮すること。
- (c) 落ち着いた環境としつつ、インクルーシブ教育の推進に配慮し、普通教室に近い位置に配置すること。
- (d) 普通教室の生徒や特別支援学級の生徒同士が交流を図ることができるよう配置すること。
- (e) 1階または2階に配置すること。なお、1階に設置することが望ましい。
- (f) 設備や家具の設置空間及び教具等を保管するための収納空間がより大きく必要なことに配慮し、人数比を考慮したゆとりある面積を確保すること。
- (g) 自閉症・情緒障害に対応する教室には、心理的な不安定さを考慮して、安心してリラックスできる落ち着いた小空間(カームダウンスペース)を整備すること。
- (h) 知的障害に対応する教室には、生活単元学習及び日常生活の指導に使

う流し、一口コンロ(安全装置付き)及び洗濯機防水パンを整備すること。
また、冷蔵庫設置スペースを計画すること。

- (i) 保護者等の送迎に配慮し、駐車スペースからアクセスしやすい配置とすること。
- (j) 特別支援学級用のトイレ(バリアフリートイレ含む)を近傍に設けること。
- (k) 出入口付近に、うがい等で使用できる手洗い(蛇口2口程度)を設置すること。
- (l) 更衣やクールダウンができるよう、カーテン等で仕切られたコーナーを各教室内に設置すること。
- (m) 各教室内には、黒板又はホワイトボード、生徒用ロッカー16人分、障がい
の特性に対応した教材を収納するための整理棚(扉付き)、掃除用具入れ
を設けること。なお、掃除用具入れは指挟み防止器具を付ける等、安全に
配慮すること。
- (n) 各教室内には、タブレット端末保管庫用のコンセント及び設置場所を設け
ること。

イ 特別教室

a 理科室・理科準備室

- (a) 理科室は、普通教室の1.5倍程度の面積(準備室は別途確保)とし、面積
の適正化と規格統一による施設計画の合理化を図ること。
- (b) 理科室には、ガスコック、流し、コンセント付きの実習台を教師用1台及び
生徒用9台を設けること。また、黒板又はホワイトボード、掲示板(壁面掲
示クロス仕上げ)、教材収納用の収納棚、流し台(蛇口5口程度※実習台
の流しとは別)、掃除用具入れを設けること。
- (c) 理科準備室には、教材収納用の収納棚、薬品庫・薬品戸棚、流し台・作業
台(蛇口2口程度)、実験準備台、管理用のガス元栓を設けること。
- (d) 薬剤の利用及び臭気の出る作業を想定し、床面や家具天板の素材及び
換気に十分配慮した計画とすることとし、理科室、理科準備室は、換気扇
を設置すること。
- (e) 収納棚は実験器具を適切に収納できるものとし、地震時の器具飛び出し
対策を施すこと。
- (f) 教師用及び生徒の実習台は、同時に電源を使うことも想定されることから
同時に使ってもブレーカーが落ちにくいよう留意すること。
- (g) すべての窓と扉(廊下側含む)にカーテンだけでなく、暗幕も設置すること。

b 音楽室・音楽準備室

- (a) 音楽室は、普通教室の1.5倍程度の面積(準備室は別途確保)とし、面積

の適正化と規格統一による施設計画の合理化を図ること。

- (b) 音楽室は、良好な音響空間を整備するとともに、近隣や他授業に影響がないよう防音性能を確保すること。可能な限り近隣住宅等に対する影響の小さい位置に配置すること。
- (c) 行事等での屋外への楽器の運搬に配慮した計画とすること。
- (d) 休日に外部の指導者による部活が実施されるため、動線・管理区分に配慮した配置とするなど、防犯性やセキュリティを十分に確保し、部活の実施とセキュリティ確保の両立を実現できる計画とすること。
- (e) 音楽室には、黒板又はホワイトボード、掲示板(壁面掲示クロス仕上げ)、収納棚、掃除用具入れを設けること。また、集会にも使える仕様とし、多目的な利用を可能にする設えとすること。
- (f) 音楽準備室には、楽器等を十分余裕をもって収納できる収納棚を設けること。特に大型楽器の収納に配慮すること。

c 美術室兼家庭科室(被服) 美術準備室 家庭科準備室(被服)

- (a) 美術室と家庭科室(被服)は共用で1室とする。普通教室等への転用の可能性も想定し、原則として普通教室同様の仕様とすること。
- (b) 美術室兼家庭科室(被服)は、将来の普通教室等への転用も視野に入れ、面積の適正化と規格統一による施設計画の合理化を図ること(準備室は別途確保)。
- (c) 黒板又はホワイトボード、掲示板(壁面掲示クロス仕上げ)、コンセント付きの実習台を教師用1台及び生徒用9台、工具や作品・材料の収納棚、掃除用具入れを設けること。
- (d) 美術室兼家庭科室(被服)の近傍に流しを設置すること。
- (e) 美術準備室には、教材収納用の収納棚を設けること。
- (f) 家庭科準備室(被服)には、教材収納用の収納棚を設けること。

d 図書室

- (a) 生徒が図書室に日常的に訪れ、主体的な学習活動や読書活動等を充実させるための様々な学びを創出する空間を整備すること。
- (b) 廊下、階段、多目的室等と一体的な利用を想定した計画も可能とする。
- (c) どの学年の生徒も気軽に立ち寄りやすい位置に配置すること。また、生徒がともに利用する学習・交流拠点として学校の中心的位置に配置すること。
- (d) 学年を超えた交流の場の空間の形成とともに、学年を意識したエリアを設定し、多様な利用を可能とする施設として計画すること。
- (e) 読書・学習・情報のセンターとして主体的な学びに対応できるよう、ICTを

含む多様なリソースを活用し、調べる、まとめる、発表する等の学習が行える場所(ラーニング・コモンズ)として整備すること。なお、全教室の無線LAN整備により、PC専用の室は設けないものとする。

- (f) 複数人でのグループ学習や調べ学習及び発表、個人での静かな読書や自習等が可能なスペース、リラックススペースなど、自由な形での学びや調べ学習ができる仕様とすること。
- (g) 各スペースや動線、床仕上げ等は、車いすを使用する生徒にも配慮した計画とすること。
- (h) 書架、閲覧机1クラス分、カウンター席、掃除用具入れを設けること。また、読書のためのベンチ等を適宜設けること。
- (i) 壁面は部分的にホワイトボード仕上げとするなど、多様な学びを創出する計画を提案すること。
- (j) 書架は蔵書10,000冊を収蔵できる計画とすること。書架は、生徒自らが本を手にとれる高さを原則とすること。合わせて、地震発生時の転倒や書籍の飛び出し防止等、適切に耐震対策を施すこと。
- (k) 死角ができないよう留意した書架配置とすること
- (l) 書籍の保護のため、湿気や日焼けに配慮すること。

e 多目的室

- (a) どの学年からも利用しやすい配置とすること。
- (b) 図書室に隣接して配置し、図書室と一体的な利用を可能とすること。調べ学習での発表や少人数教育等、多目的な利用を想定し、壁面はプロジェクターによる映像を投影できる仕様とすること。

ウ 管理諸室

a 共通

- (a) 教職員が管理、来訪者対応、資料整理等を行うに当たり、各諸室を効率的に移動できるよう配慮して計画すること。
- (b) 新校舎内外への視認性を確保するとともに、必要に応じてプライバシーにも適切に配慮した計画とすること。

b 職員室

- (a) グラウンドや外部からの来校動線、生徒の登下校の様子等を見通すことができ、校内各所に迅速かつ便利に移動できるよう、配置及び動線に配慮すること。
- (b) 教職員同士がリラックスでき、相談や談話等の多目的な利用が可能なミーティングテーブルや休憩スペースを設けること。

- (c) 生徒とのコミュニケーションが促されるよう、相談や談話等を行うことができる空間を室内又は周辺に確保することが望ましい。なお、情報セキュリティ管理の観点から、生徒が使用するエリアと、教職員のみが使用するエリアを明確に区画すること。
- (d) 各種情報機器の設置のため、フリーアクセスフロアとすること。
- (e) 校内集中管理ができる総合盤を設置すること。
- (f) 職員室には、行事予定記入用のホワイトボード、掲示板(壁面掲示クロス仕上げ)、教師用の収納棚、共用の収納棚、洗面台、掃除用具入れを設けること。
- (g) 職員室から新校舎内へ放送が可能な計画とすること。
- (h) 給湯コーナーを設置すること。

c 校長室

- (a) 校長室は、会議室と一体化させた大きな一室とし、職員会議等を行う場合は移動間仕切りで仕切ることが可能な仕様とすること。
- (b) 職員室及び廊下から直接出入りできる計画とし、できるだけ事務室の近傍に配置すること。
- (c) 校長室には、ホワイトボード、洗面台を設けること。
- (d) 壁面にピクチャーレールを設置すること。
- (e) 歴代の校長及びPTA会長の名前札を設置するレールを設けること。
- (f) 少人数来客用のソファ・テーブルを設置するスペースを設けること。

d 会議室

- (a) 会議室は、校長室に隣接して一体的な空間とし、応接室としても利用可能な設えとすること。
- (b) ホワイトボード、収納棚、掃除用具入れを設けること。

e 事務室

- (a) 1階に配置し、来客玄関に隣接させ、玄関側に来訪者用カウンターを設けること。また、可能な限り校長室の近傍に配置すること。
- (b) 耐火書庫1台の置き場を設けること。
- (c) ホワイトボード、収納棚、掃除用具入れ、受付カウンターを設けること。
- (d) 各種情報機器の設置のため、フリーアクセスフロアとすること。
- (e) 給湯コーナーを設置すること。

f 保健室

- (a) 急な怪我人や病人に対応できるよう、1階に配置すること。救急車による

搬送等の緊急対応(ストレッチャーでの移動等)を想定し、グラウンド等からの動線に配慮すること。

- (b) シャワー室を設置すること。なお、シャワー室は別室とするが、その面積は「資料8 必要諸室リスト及び電気・機械要求性能表」に記載の1室面積に含めることとする。
- (c) 近傍にバリアフリースイレを設置すること。
- (d) ホワイトボード、掲示板(壁面掲示クロス仕上げ)、収納庫(布団収納等)、備品用の収納棚、担架用の収納棚、収納作業台、キッチン、洗面台、掃除用具入れを設置すること。また、ベッド3台、冷蔵庫1台が設置できるスペースを設けること。
- (e) 洗濯機を設置できるスペースを設けること。
- (f) ベッド部分はそれぞれカーテンで仕切ること。
- (g) 外部出入り口付近には、足洗い場を設けること。

g 相談室

- (a) 保健室及び職員室の近接に配置すること。
- (b) 室外に音が漏れにくい仕様とすること。

h 教育支援室

- (a) 相談室に隣接して配置すること。
- (b) 室外に音が漏れにくい仕様とすること。

i 放送室

- (a) 放送室は、既存校舎における面積を踏まえつつ、面積の適正化と規格統一による施設計画の合理化を図ること。
- (b) 校内各所に音声を放送できるように計画すること。
- (c) 防音性・吸音性に配慮すること。
- (d) 放送卓、掲示板(壁面掲示クロス仕上げ)、収納棚、掃除用具入れを設けること。また、各種情報機器の設置のため、フリーアクセスフロアとすること。

j 印刷室

- (a) 印刷室は、既存校舎における面積を踏まえつつ、面積の適正化と規格統一による施設計画の合理化を図ること。
- (b) コピー機1台、シュレッダー1台、裁断機1台、軽印刷機1台、大判印刷機1台、紙折り機1台を設置できるスペース及びコンセントを設けること。また、作業机、用紙保管用のラックを設けること。複合機は、職員室に設けるこ

と。

k 教材庫・倉庫

- (a) 普通教室のある階に各1ヶ所設けること。
- (b) 各教材庫及び倉庫には収納棚を設けること。

l 職員更衣室(男女別)

- (a) 職員室の近傍に配置すること。
- (b) 扉の開閉時に内部が見えないよう配慮した計画とすること。
- (c) 男女別に設け、それぞれ職員 20 人分のロッカーを設置すること。
- (d) 洗面台を設けること。

m 生徒更衣室(男女別)

- (a) 男女別に設け、各 35 人分のロッカーを設けること。
- (b) 扉の開閉時に内部が見えないよう配慮した計画とすること。
- (c) 2クラス分の靴の履き替えスペース及び靴箱を設けること。

n 生徒会室

- (a) 既存校舎における面積を踏まえつつ、面積の適正化と規格統一による施設計画の合理化を図ること。
- (b) ホワイトボード、収納棚、掃除用具入れを設けること。

o PTA 室兼学校運営協議会室

- (a) 来客玄関に近接して設け、地域開放をする場合の動線・管理区分に配慮した配置とすること。
- (b) 日常的な PTA 等と教職員の連携やセキュリティに配慮し、管理諸室に近接した配置とすること。
- (c) ホワイトボード、掃除用具入れを設けること。

エ 共用部

a 昇降口、来客玄関

- (a) 全ての利用者は、昇降口・来客玄関で外履きから内履きに履き替えるものとする。
- (b) 庇を設けること。
- (c) 生徒は昇降口を利用し、生徒以外の利用者は来客玄関を利用する計画とすること。
- (d) 昇降口は生徒の混雑を考慮し余裕のあるスペースを確保すること。

- (e) 風雨や砂の吹込みに配慮して計画すること。昇降口の扉は日中常時開放されていると考え、特にグラウンドの砂の吹込みに配慮すること。
- (f) 可能な限り段差をなくし、車椅子での移動に対応できるようにすること。
- (g) 昇降口付近には屋外の水場(手洗い用流し3口、足洗い用流し1口程度)を設けること。

b 配膳室

- (a) 各階に配膳室を設け、エレベーターに近接させること。
- (b) 1階配膳室は、屋外から直接出入りできる計画とすること。屋外出入口は給食コンテナ用の出入口と作業員用の出入口の2ヶ所を設けること。給食コンテナ用の出入口には配送車から給食コンテナを出し入れするプラットフォームを設けること。
- (c) プラットフォームには給食配送車が無理なく出入りできること。また、庇を設置すること。
- (d) 配送車及び給食コンテナの詳細は「資料13 給食配膳関連資料」を参照すること。
- (e) 給食コンテナ用の出入口は電動シャッターとし、停電時は手動で開閉できる仕様とすること。また、出入口には給食コンテナの落下防止チェーン及び殺虫器を設置すること。なお、殺虫器は室内に虫が落下しない仕様とすること。
- (f) 掲示板、パン等のラック、流し台、手洗い、掃除用具入れを設けること。また、牛乳保冷库、あえ物用冷蔵庫、冷凍庫の設置スペースを設けるとともに、排水経路を適切に確保すること(室内に開放しないこと)。
- (g) 配膳室と廊下との出入口は引き戸(鍵付き)として広い間口を確保すること。
- (h) 配膳室内の壁には、給食コンテナの衝突に配慮しキックガードなどを適切な高さに設けること。

c 生徒用トイレ

- (a) トイレは乾式とし、男女別に設け、各学級から利用しやすい位置に設けること。また、計画に応じて特別教室用、特別支援学級用のトイレを普通教室用とは別に設けること。
- (b) 器具数は「空気調和・衛生工学会規格 SHASE-S206-2019 給排水衛生設備規準・同解説 技術要項・同解説」の学校用途、待ち時間の評価尺度レベル1の適正器具数を最低限とし、適正な器具数を確保すること。なお、器具数算定に当たってはトイレごとに利用するクラスの生徒数を対象とすること。なお、バリアフリートイレは当該器具数に含まない。また、洗

面器は廊下の流し台と兼用しないこと。

- (c) トイレは、明るく清潔感のある空間とすること。
- (d) 各洗面器前に鏡を設けること。
- (e) 各トイレには、清掃用具置き場(掃除用流し、掃除用フック、棚板付き)を設けること。原則は男女別とする。スペースの関係で男女共用とする場合は廊下から直接利用できる位置に配置すること。

d 職員・来客用トイレ

- (a) トイレは乾式とし、男女別に設け、職員室近傍に設置すること。
- (b) 大便器は全て洋式とすること。
- (c) 器具数は生徒と同様の算定方法とし、対象は全職員数とする。
- (d) 清掃用具置き場(掃除用流し付き)は男女共用とし廊下から直接利用できる位置に配置すること。

e バリアフリースイートイレ

- (a) トイレは乾式とし、車いす利用者等に配慮し、各階に1ヶ所以上設置する。なお、1階のバリアフリースイートイレはオストメイトかつベビーベッド・ベビーチェア対応とすること。
- (b) すべての人がアクセスしやすい配置を前提とした上で、利用者が周囲の視線を過度に感じることなく利用しやすい配置とすること。

f 廊下・階段

- (a) 廊下・階段は、採光や通風に配慮して窓を適切に配置すること。なお、廊下幅は3.5m程度(下限10%以内、上限指定なし)とすること。
- (b) 普通教室との一体的な利用や安全性に配慮し、ゆとりのあるスペースを確保すること。廊下の角や階段の踊り場付近は見通しを確保するなど、生徒の安全性に配慮すること。
- (c) 職員室等管理諸室前の廊下には、代々の卒業生の集合写真を掲示するためのスペースを確保すること。また、簡易に額縁を設置できる設えとすること。

g 渡り廊下

- (a) 別途工事にて新校舎と既存施設(体育館、技術教室棟、柔剣道場・食堂棟)の間を渡り廊下(半屋外)で接続する計画とすること。なお、既存の渡り廊下が継続的に利用できる場合は存置し、活用してもよいものとする。
- (b) 渡り廊下下部が車両動線となる箇所は、想定する車両高さを充分確保した桁下高さ(クリアランス)に配慮すること。

h エレベーター

- (a) バリアフリー対応とすること。
- (b) 人員が余裕を持って乗れること。

② その他(工作物等)

ア ごみ置き場

- (a) 新校舎とは別棟で整備する計画とすること。
- (b) 可燃物置場及び不燃物置場を計画(基礎含む)とすること。なお、既製品の採用も可能とする。

イ スロープ

- (a) 車いす利用者が新校舎とグラウンドの間をスムーズに移動するためのスロープを設けること。

ウ 駐輪場

- (a) 生徒用自転車 150 台分を確保すること。
- (b) 屋根付きとし、エリアを明確にすること。また、照明を計画すること。
- (c) サイクルラック(着脱が容易なもの)等、自転車が横倒れにならないような対策を講じること
- (d) 堅固で錆の発生しない構造とすること。

③ 外構

- (a) 新校舎及び工作物等の供用開始後、学校運営が適切に行えるよう工事範囲を設定すること。
- (b) 別途工事で実施する外構工事との工事範囲の重複がないように計画すること。また、別途工事の境界は仕上げの切り替えなどで明確な分界点を設定すること。

3 設計業務実施に係る要求内容

(1) 業務の対象範囲

設計業務は、本施設を対象とし、その設計については、本要求水準書、入札時の提案書類及び設計建設工事請負契約書に基づき、事業者の責任において基本設計及び実施設計を行うものとする。

- (a) 事業者は、設計業務の内容について本町と協議し、業務の目的を達成すること。
- (b) 事業者は、業務の進捗状況に応じ、本町に対して定期的に報告を行うこと。
- (c) 事業者は、事業契約締結後、必要に応じて、速やかに電波障害調査を行うこと。
- (d) 事業者は、業務に必要となる現況測量、地盤調査、樹木調査、アスベスト調査等を必要に応じて事業者の責任で行い、関係法令に基づいて業務を実施するものとする。
- (e) 事業者は、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、社団法人公共建築協会編集・発行)に準拠し、その他については日本建築学会制定の標準仕様書を基準とし、業務を実施するものとする。
- (f) 事業者は、各種申請等に係る関係機関との協議内容を本町に報告するとともに、必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを本町に提出すること。
- (g) 図面、工事費内訳書等の様式、縮尺表現方法、タイトル及び整理方法については、本町の指示を受けること。また、図面は、工事毎に順序よく整理して作成し、各々一連の整理番号を付けること。
- (h) 本町が町議会や町民等(近隣住民並びに、睦沢中学校の職員、保護者及び生徒を含む。)に向けて広報紙等への掲載を行う場合や、国庫補助金の申請、完了報告等を行う場合等においては、本町の要請に応じて説明用や申請用、完了報告用等の資料を作成し、必要に応じて説明や申請、完了検査等に関する協力を行うこと。

(2) 業務期間

設計業務の期間は、本施設の引渡し予定日をもとに事業者が計画することとし、具体的な設計期間については、事業者の提案に基づき設計建設工事請負契約書に定めるものとする。

事業者は、関係機関と十分協議し、本町及び睦沢中学校との協議に係る期間も考慮した上で、事業全体に支障のないよう設計スケジュールを調整し、本業務を円滑に実施できるよう設計業務期間を設定すること。

(3) 業務期間の変更

事業者が、不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により、工期の延長を必要とし、その旨を申し出た場合は、延長期間を含め本町と事業者が協議して決定するものとする。

(4) 設計体制と管理技術者の配置・進捗管理

事業者は、設計業務の管理技術者を配置し、組織体制を整備して設計着手前に次の書類を提出すること。また、設計の進捗管理については、事業者の責任において実施すること。

- | | |
|-----------------------------|-----|
| (a) 着手届 | 1 部 |
| (b) 管理技術者通知書(設計経歴書を添付すること。) | 1 部 |
| (c) 担当技術者・協力技術者届 | 1 部 |

(5) 設計業務計画書及び設計業務完了届の提出

事業者は、設計着手前に実施工程表及び履行体制を含む設計業務計画書を作成し、調査職員に提出すること。なお、設計業務が完了したときは、基本設計及び実施設計それぞれについて業務完了通知書を本町に提出するものとする。

(6) 各種申請業務

建築確認申請等の建築工事に伴う各種手続きを、事業スケジュールに支障がないように実施すること。必要に応じて、各種申請等の書類の写しを本町に提出すること。また、各種申請等に当たっては、事前に本町に説明の上、確認を受けるものとする。なお、各種申請等に係る手数料等は、事業者の負担とする。

各種申請には新校舎完成後の施設の登記を含むものとする。

(7) 基本設計及び実施設計に係る書類の提出

事業者は、基本設計完了時及び実施設計完了時に次の書類を提出すること。基本設計及び実施設計における各提出書類は、国土交通省告示第九十八号別添一 口成果図書に記されている成果図書の内容以上のものとする。

基本設計及び実施設計が完了したとき、検査職員は調査職員及び管理技術者の立会いのうえ、検査を行うものとし、事業者はあらかじめ各提出書類を調査職員に提出すること。本町は、検査結果(是正箇所がある場合には是正要求も含む。)を事業者に通知する。

提出図書は全てのデジタルデータ(CAD データも含む。)も提出すること。なお、提出時の体裁、部数等については、次の内容を基準に別途本町の指示するところによる。

なお、「千葉県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン」に基づき電子成果品を提出すること。

また、事業者は、次の書類に加え、適宜、解体撤去工事に係る数量等の根拠となる資料及び仮設計画図等を作成し、工事期間中の学校運営への影響について逐次本町及び睦沢中学校に説明すること。

① 基本設計

(a) 意匠設計図、基本設計説明書	3部
(b) 構造計画概要書	3部
(c) 電気・機械設備計画概要書	3部
(d) 什器備品リスト・カタログ	1部
(e) 工事費概算書	1部
(f) 要求水準書との整合性の確認結果報告書	1部
(g) 事業提案書との整合性の確認結果報告書	1部
(h) その他必要資料	

② 実施設計

(a) 意匠設計図	3部(製本)
(b) 構造設計図	3部(製本)
(c) 設備設計図	3部(製本)
(d) 什器・備品リスト・カタログ	1部
(e) 外観・内観パース	一式
(f) 工事費積算内訳書・積算数量調書	1部
(g) 要求水準書との整合性の確認結果報告書	1部
(h) 事業提案書との整合性の確認結果報告書	1部
(i) その他必要図書(各種許認可等の書類の写しを含む。)	

(8) 設計業務に係る留意事項

本町は、設計の検討内容について、事業者から必要に応じて聴取することができるものとする。なお、事業者は、作成する設計図書及びこれに係る資料並びに本町から提供を受けた関連資料を、当該業務に携わる者以外に漏らしてはならない。

(9) 設計変更について

本町は、必要があると認める場合、事業者に対して、工期の変更を伴わず、かつ、事業者の提案を逸脱しない範囲内で、本施設の設計変更を要求することができる。この場合、当該変更により事業者に追加的な費用(設計費用のほか工事費、将来の維持管理費等)が発生したときは、本町が当該費用を負担するものとする。一方、本事

業の費用に減少が生じたときには、本事業の対価の支払額を減額するものとする。

(10) 補助金申請に必要な書類の作成

事業者は、本町の要請に基づき、交付金申請関係に係る図面及び積算内訳書等、必要書類の作成を行うこと。

第3 建設・工事監理業務

1 建設・工事監理業務に係る要求内容

(1) 業務の対象範囲

事業者は、本要求水準書、入札時の提案書類、設計建設工事請負契約書及び設計図書に基づいて、本施設の建設・工事監理を行うこと。

- (a) 本町が町議会や町民等(近隣住民並びに睦沢中学校の職員、保護者及び生徒を含む。)に向けて建設内容に関して広報紙等への掲載を行う場合や、国庫補助金の申請、完了報告等を行う場合等においては、本町の要請に応じて説明用や申請用、完了報告用等の資料を作成し、必要に応じて説明や申請、完了検査等に関する協力を行うこと。

(2) 業務期間

建設・工事監理業務の期間は、次の条件を満たすよう事業者が計画することとし、具体的な業務期間については、事業者の提案に基づき設計建設工事請負契約書に定めるものとする。

① 建設工事

新校舎の建設(什器・備品の調達・設置を含む)について、令和 11 年(2029 年)3月末日までに工事を完了し、引渡しを完了すること。

なお、新校舎は令和 11 年4月1日に供用を開始する予定であるため、建設工事について、本町は、生徒が早期に新校舎を利用できるよう、工期の前倒し提案がなされることを期待している。

(3) 業務期間の変更

事業者が、不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により、工期の延長を必要とし、その旨を申し出た場合は、延長期間を含め本町と事業者が協議して決定するものとする。

(4) 建設・工事監理業務における基本的な考え方

- (a) 設計建設工事請負契約書に定められた本施設の建設・工事監理のために必要となる業務は、設計建設工事請負契約書において本町が実施することとしている業務を除き、事業者の責任において実施すること。
- (b) 建設工事に当たって必要な関係機関との協議に起因する遅延については、事業者がその責めを負うものとする。
- (c) 本町に起因する遅延については、本町がその責めを負うものとする。

(5) 工事計画策定に当たり留意すべき項目

- (a) 関連法令を遵守するとともに、関連要綱や各種基準等を参照して適切な工事計画を策定すること。
- (b) 建設工事に伴い想定される騒音、振動、悪臭、粉塵、交通渋滞等については、近隣住民の生活環境や睦沢中学校の学習環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の対応を講じて影響を最小限に抑えるための工夫を行うこと。
- (c) 近隣住民への対応について、事業者は、本町に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。
- (d) 近隣住民や睦沢中学校職員等に対しては、工事内容を十分に周知して理解を得るとともに、作業時間についても了承を得ること。
- (e) 工事期間中は事業予定地内での学校運用が継続している既存校舎の利用者動線に配慮し工事動線を計画すること。
- (f) 関連工事との情報共有・調整を適切に行うこと。

(6) 施設利用者への安全対策

事業者は、工事期間中も本校での教育活動が継続して行われることを十分念頭に置き、本校の利用者の安全を確保するために、次の事項に留意して十分な対策を講ずること。

- (a) 事業予定地外における工事車両との交通災害を未然に防ぐため、生徒の通学経路と通学時間帯等の傾向を把握し、工事車両と生徒の動線が重複しないよう、生徒の安全に充分に配慮した車両運行ルート等を計画すること。なお、午前7時30分から午前8時10分までは登校時間のため、工事車両の出入りは不可とする。
- (b) 工事車両の道路への駐車(待機)は避けること。やむを得ず待機が必要な場合は本町に相談すること。
- (c) 事業予定地における工事エリアと供用エリアを明確に区分し、施工すること。
- (d) 事業予定地における工事動線と、本校の利用者の動線を明確に分離すること。サイン(方向指示板等)、カラー舗装、保安柵(バリケード、カラーコーン等)、回転灯、注意灯等を適宜活用し、視認性と誘導性を高めること。
- (e) 適切に交通誘導警備員等を配置し、利用者を安全に誘導すること。
- (f) 仮囲いは、明るい色彩やデザイン等により建設中の圧迫感を軽減する工夫をするとともに、工事進捗や解説等を掲示するなど、生徒や近隣住民の親近感を促す取り組みを行うことが望ましい。

(7) 着工前業務

① 近隣調査、準備調査等

- (a) 建設工事の着工に先立ち、近隣住民との調整及び建築準備調査等(周辺家屋影響調査、騒音振動調査を含む。)を十分に行い、近隣住民の理解のもとに、工事の円滑な進行を確保すること。
- (b) 建設工事による近隣住民等への影響を検討し、対応すべき課題があれば適切な対策を講じること。また、工事中及び工事完了後についても、建設工事による近隣住民等への影響がないか確認調査を行うこと。

② 工事監理業務計画書の提出

事業者は、建設工事の着工前に、工事監理主旨書(重点監理項目や工事監理のポイント等を記載するもの)及び詳細工程表(総合定例打合せ日程や各種検査日程等も明記すること。)を含む工事監理業務計画書を作成し、次の書類とともに調査職員に提出して、承諾を得ること。

- | | |
|----------------------|----|
| (a) 工事監理体制届 | 1部 |
| (b) 工事監理者選任届(経歴書を添付) | 1部 |
| (c) 工事監理業務着手届 | 1部 |

③ 施工計画書の提出

事業者は、建設工事の着工前に、詳細工程表を含む施工計画書(既存校舎等の解体・撤去工事に関しては、解体工事施工計画書)を作成し、次の書類とともに監督員に提出して、承諾を得ること。

【着工前の提出書類】

- | | |
|-----------------------------------|----|
| (a) 着工届(現場代理人及び主任(監理)技術者等選定通知) | 1部 |
| (b) 工事工程表 | 1部 |
| (c) 建設リサイクル関係説明書 | 1部 |
| (d) コリンズ(受注)登録内容確認書 | 1部 |
| (e) 施工体制台帳(下請契約台帳、再下請契約届出書、施工体系図) | 1部 |
| (f) 建築工事における事前協議チェックシート(電子納品) | 2部 |
| (g) 承諾願(仮設計画書) | 1部 |
| (h) 承諾願(工事記録写真撮影計画書) | 1部 |
| (i) 承諾願(施工計画書) | 1部 |
| (j) 承諾願(主要資機材一覧表) | 1部 |
| (k) 報告書(下請業者一覧表) | 1部 |
| (l) 上記の全てのデジタルデータ | 一式 |

※ただし、承諾願は、建設業務を行う者が工事監理者に提出し、その承諾を得た後、工事監理者が監督員に提出するものとする。

(8) 建設期間中業務

① 起工式

- (a) 事業者は、工事開始前に発注者と協議の上、起工式を実施すること。
- (b) 起工式に係る費用は、原則として事業者が負担する。
- (c) 起工式の日時・場所については、発注者及び学校関係者と協議すること。
- (d) 学校関係者、報道機関等の参加を想定し、適切な対応を行うこと。
- (e) 起工式の様子は写真・映像等で記録し、発注者に提出すること。また、地域広報への協力を行うこと。

② 建設工事業務

各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画書に従い建設・工事監理業務を実施すること。事業者は工事現場に工事記録を常に整備すること。工事施工においては、次の事項に留意すること。

- (a) 事業者は、工事監理者を通じて工事進捗状況を本町に月2回程度報告するほか、本町から要請があれば施工の事前説明及び事後報告を行うこと。
- (b) 事業者は、本町と協議の上、必要に応じて、各種検査・試験及び中間検査を行うこと。なお、検査・試験の項目及び日程については、事前に本町に連絡すること。
- (c) 本町は、事業者や建設業務を行う者が行う工程会議に立ち会うことができるとともに、必要に応じて、随時、工事現場での施工状況の確認を行うことができるものとする。
- (d) その他、必要に応じて本町及び睦沢中学校と協議を行い、授業等に支障のないように計画すること。

③ 什器・備品の調達・設置業務

- (a) 設計図書に基づき、「資料9 建設業務に含む什器・備品リスト(参考仕様)」及び「資料10 既存校舎棟における移設対象什器・備品リスト」に示す什器・備品の調達・設置及び工事を伴う各種什器・備品の製作及び設置を工事に含めて行うこと。
- (b) 什器・備品の仕様については「資料9 建設業務に含む什器・備品リスト(参考仕様)」を踏まえ、事業者の提案により決定するものとする。

④ 工事監理業務

- (a) 工事監理者は、建設・工事監理業務の期間中(既存校舎等の解体・撤去

工事期間を含む。)、工事監理の状況(施工計画書や施工図等の確認状況等を含む)を本町に定期的に(毎月1回程度)報告するほか、本町の要請があったときには随時報告を行うこと。

- (b) 本町への完成確認報告は、工事監理者が事業者を通じて行うこと。
- (c) 工事監理業務内容は、「工事監理業務委託契約書」によることとし、国土交通省「建築工事監理業務委託共通仕様書」に示された業務とする。

⑤ 既存プール等の解体・撤去業務

ア 既存プール等の解体・撤去工事

- (a) 事業者は、解体工事施工計画書に基づき、既存プール等を解体・撤去し、関係法令等に規定された方法により、発生する産業廃棄物等を適切に処理すること。また、周辺への騒音や振動には十分配慮すること。
- (b) 解体・撤去の対象は、原則として、「第1総則 5事業予定地の諸条件 (4) 既存施設の概要」を参照すること。ただし、地中埋設物(基礎・杭等を含む)、外構等を含むこと。
- (c) 解体対象施設にある存置物(什器・備品のうち、建築物に固着されていないものや存置オイル等)は、事業者による解体・撤去工事の着手までに、本町が別途、処理を行うものとする。
- (d) 地下埋設物、配管、排水路等の撤去後は、埋め戻しを行うこと。
- (e) 給水本管からの既存引き込み部等、不要な既存インフラ引き込み箇所は適切に撤去・埋め戻し・道路舗装等の復旧を行うこと。

イ アスベスト対策工事

- (a) アスベストの処理に当たっては、アスベストのレベルに応じて、各種法令に従い適切な対策を行うこと。
- (b) アスベスト調査結果は、「閲覧資料3 既存プール等のアスベスト含有調査報告書」を参照すること。また、必要に応じて事業者の責任において追加調査を実施し、含有箇所及びコスト・工期への影響を本町に報告すること。
- (c) アスベスト調査の結果及び解体・撤去工事の過程で、「閲覧資料3 既存プール等のアスベスト含有調査結果」以上の非飛散性アスベスト等が新たに発見された場合は、この処理に必要な追加費用を協議の上、本町がこの費用を負担することとする。

ウ その他

- (a) 事業者は、建設工事期間中に「資料12 記念碑等の移設対象リスト」に基づき、記念碑等の移設を行うこと。また、移設対象物の基礎については本

事業内で再整備すること。

- (b) 移設方法、場所、時期等については、本町と十分協議の上、工事計画に反映すること。

⑥ 近隣対応・対策業務

事業者は、近隣住民等に対して、次の事項に留意して工事を実施すること。

- (a) 工事中における安全、騒音振動対策については万全を期すること。
(b) 工事を円滑に推進できるように、必要に応じて、工事の実施状況の説明及び調整を十分に行うこと。

⑦ 電波障害対策業務

本施設の建設に伴うテレビ電波障害が近隣に発生した場合は、事業者は、建設工事期間中にテレビ電波障害対策を行うこと。

⑧ その他

原則として、工事中に第三者に及ぼした損害については、事業者が責任を負うものとするが、本町が責任を負うべき合理的な理由がある場合にはこの限りではない。

事業者は、工事期間中に、次の書類を工事の進捗状況に応じて遅滞なく本町に提出すること。

【工事期間中の提出書類】

(a) 工事工程表(全期間及び月間)	1部
(b) 工事報告書(工事進捗状況報告書)	1部
(c) 工事監理報告書	1部
(d) 承諾願(各種施工図)	1部
(e) 承諾願(機器承諾願)	1部
(f) 承諾願(残土処分計画書)	1部
(g) 承諾願(産業廃棄物処分計画書)	1部
(h) 承諾願(再資源利用(促進)計画書)	1部
(i) 承諾願(主要工事施工計画書)	1部
(j) 承諾願(生コン配合計画書)	1部
(k) 報告書(各種試験結果報告書)	1部
(l) 報告書(各種出荷証明)	1部
(m) 報告書(マニフェストE票)	1部
(n) その他必要書類	1部
(o) 上記の全てのデジタルデータ	一式

※承諾願については、建設業務を行う者が工事監理者に提出してその承諾を得た後、工事監理者が本町に提出するものとする。

(9) 完成時業務

① 自主完成検査及び完成確認

自主完成検査及び完成検査は、次の「ア 事業者による自主完成検査」及び「イ 本町の完成検査」の規定に基づき実施すること。また、事業者は、本町による完成検査後に、「ウ 完成図書の提出」に基づき必要な書類を本町に提出すること。

なお、「千葉県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン」に基づき電子成果品を提出すること。

ア 事業者による自主完成検査

- (a) 事業者は、事業者の責任及び費用において、自主完成検査及び建築設備、什器・備品等の試運転を実施すること。
- (b) 自主完成検査及び建築設備、什器・備品等の試運転の実施については、それらの実施日の7日前までに本町に書面で通知すること。
- (c) 事業者は、本町に対して、自主完成検査及び建築設備、什器・備品等の試運転の結果を、検査済証その他の検査結果に関する書類の写しを添えて報告すること。
- (d) 事業者は、完成検査の実施前に、室内のホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等の濃度測定を行い「学校環境衛生基準」基準値以下であることを確認し、町に報告した上で本施設を町に引き渡すこと。測定箇所数、測定方法は本町との協議による。濃度の基準値は、測定時の最新基準とする。指針値が決められていない有害物質については、空気質の安全性を確保する観点から、建設業務の実施に当たり、建築材料等に含まれる揮発性有機化合物を十分に確認して発生を抑制すること。

イ 本町の完成確認

本町は、事業者による上記の自主完成検査及び建築設備、什器・備品等の試運転の終了後、本施設、建築設備、什器・備品等について、次の方法により完成検査、中間検査、出来形検査を実施する。完成検査は工事が完了した際に行うものとする。中間検査及び出来形検査の検査項目及び検査実施時期等については別途指示する。

- (a) 本町は、建設業務を行う者及び工事監理者の立会いの下で、完成検査を実施し、当該検査の結果を事業者に通知するものとする。
- (b) 完成検査は、本町が確認した設計図書との照合により実施するものとする。

- (c) 事業者は、建築設備、什器・備品等の取扱いに関する本町への説明を前項の試運転とは別に実施すること。なお、各建築設備、什器・備品等の使用方法について操作・運用マニュアルを作成し、本町に提出してその説明を行うこと。
- (d) 事業者は、本町の行う完成検査の結果、是正又は改善を求められた場合、速やかにその内容について是正又は改善し、再検査を受けること。なお、再検査の手続きは完成検査の手続きと同様とする。
- (e) 事業者は、本町による完成検査後、是正事項又は改善事項がない場合には、本町から完成確認通知を受けるものとする。

ウ 完成図書の提出

事業者は、本町による完成検査に必要な次の完成図書を提出すること。また、これら図書の保管場所を新校舎内に確保すること。なお、提出時の体裁、部数等については、次の内容を基準に別途本町の指示するところによる。

【完成時の提出書類】

(a) 工事完了通知書	1部
(b) 工事記録写真	1部
(c) 完成図(建築)	一式(製本図3部)
(d) 完成図(電気設備)	一式(製本図3部)
(e) 完成図(機械設備)	一式(製本図3部)
(f) 完成図(昇降機)	一式(製本図3部)
(g) 完成図(什器・備品配置表)	一式(製本図3部)
(h) 什器・備品リスト・カタログ	各1部
(i) 施設に係る利用説明書	1部
(j) 公立学校施設整備事務ハンドブックに基づく 交付金申請のための面積算定資料	一式
(k) 完成調書	1部
(l) 完成写真	1部
(m) コリンズ竣工登録内容確認書	1部
(n) 要求水準書との整合性の確認結果報告書	3部
(o) 事業提案書との整合性の確認結果報告書	3部
(p) パンフレット	500部
(q) その他必要書類(各種許認可、各種調査・試験結果等を含む)	
(r) 上記の全てのデジタルデータ	一式

(10) 保険

建設期間中、建設企業は「建設工事保険」及び「第三者賠償責任保険」「組立保険」等の工事目的物を対象とした保険に加入すること。